

福井県文書館講演

中世越前の諸地域について

松浦 義則

福井県文書館講演

中世越前の諸地域について

松浦 義則*

はじめに

1. 敦賀郡の特質
2. 大野郡の特質
3. 府中諸郡の特質
4. 織田荘と織田荘朝倉氏一族

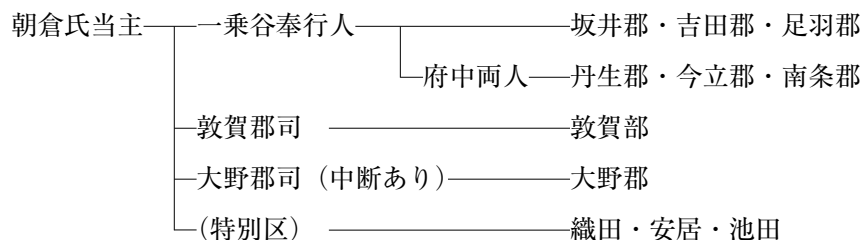
結びにかえて

はじめに

中世の越前は単一の地域ではなく、いくつかの地域から構成されていました。その諸地域は戦国大名朝倉氏領国支配制度に反映されています（図1参照）。朝倉氏のもとで敦賀郡と大野郡には郡司が置かれ、自立的な支配権を認められていました（ただし、大野郡司は天文9年（1540）の少し前から元亀元年（1570）まで置かれていません）。坂井郡・吉田郡・足羽郡という朝倉氏が戦国大名化する以前から拠点としていた諸郡は一乗谷当主の直接支配地としていましたが、近世の郡名でいえば丹生郡・今立郡・南条郡については府中兩人（府中奉行人）が一乗谷の出先機関のようなかたちで行政などに当たっていました。そのほか安居や織田には一族が配置されて自立的な支配権を認められており、池田は鞍谷氏と見られる人物の支配に委ねられていたとされています¹⁾。

朝倉氏が諸地域の特性に合わせて支配を行ったことを理解するためには諸地域の特質を明らかにする必要があります。そこで本日は郡司の置かれた敦賀郡と大野郡、府中兩人が管轄した諸郡の歴史的特質を考え、一族が支配した織田荘について検討してみたいと思います。織田荘を取り上げるのは、2006年に福井県文書館に寄贈された山内秋郎家文書を紹介するという意図もあります。

図1 朝倉氏の越前支配体制



* 福井大学教育地域科学部教授

1. 敦賀郡の特質

まず敦賀郡について考えると、地理的にも近代になって「嶺南」と称されるように木ノ芽峠によって隔てられています。しかし古代の敦賀郡は後の丹生郡織田地域をも含んでいた²⁾、木ノ芽峠が常に地域を分かち自然的な役割を果たしていたわけではなく、歴史的な性格を持つものと捉えるべきだと思います。さて、中世後期の敦賀郡には斯波氏・朝倉氏ともに郡司（郡代）を置いて支配をおこなっていました³⁾。そこで郡司を置いたという敦賀郡の特質とはなにかが問題となりますが、残された文書史料からはやはり気比神社の存在が大きかったことが浮かび上がってきます。

まず気比社の支配した敦賀郡浮免田に注目したいと思います。これはかつて気比社が敦賀郡一帯に年貢を収納できる免田を持っており、その後荘園が形成された場合にはその荘園内の免田として存続しているものです。建暦2年（1212）の気比社領注文によると⁴⁾、敦賀郡浮免田は供僧分55町4段（内訳、本郡45町余、野坂荘遣田10町余）・社家分72町6段（内訳、本郡58町余、野坂荘遣田14町余）あります（『気比宮社記』所収注文）。浮免田というのは、下地が特定されていない（浮いている）免田を意味しますが、南北朝期の延文2年（1357）の野坂荘木崎郷長丸名名主職宛行状には、「限り有る年貢・気比社々司遣田免田等、懈怠なく其の沙汰を致さるべき者なり」とあり（京大「古文書集」5号、以下引用はすべて読み下し文）⁵⁾、野坂荘においては遣田免田は少なくとも年貢納入の単位である名内の地として特定されていました。このような免田を持つことにより、気比社は荘園や国衙領の枠を超えて郡内一帯に支配を及ぼすことができました。

次には、気比社の^{じにん}神人が注目されます。神人とは、神に貢納物を捧げたり、祭礼や行事に参加するなどのさまざまな神への奉仕を理由に獲得される身分で、かれらは神人身分を得ることで課役免除・独占的営業権・通行自由などの特権を主張していました。気比社神人については外岡慎一郎氏の研究があり⁶⁾、それによって簡単に述べてみたいと思います。まず、①預神人と呼ばれる人があり、彼らは郡内に散在して居住している社家から鍵を預かり日常の神事を勤めていました。つぎに、②犬神人がいて社地の清掃を担当しており、見返りとして端不組の蕨と穂長（飾り用の^{しだ}羊歯）の独占販売権を有していました。また③炊殿神人・膳部神人と称して、祭礼時の神饌や供御を調える神人もいました。さらに④^{すえみつ}陶充神人という正月の松飾りを担当する神人もいました。これら神人の人数など詳しいことは明らかでないのですが、気比社が郡内の人々の一部を神人として掌握していたことは疑いありません。先に述べた敦賀郡浮免田とこれら神人の存在は、気比社が郡規模で直接に一定の土地と人を支配していたことを示しています。

中世では職人や商人たちは座と呼ばれる同業組合を作っていましたが、気比社はこれら職人や商人の座の本所（職人・商人の保護者となり、一定の奉仕を受ける地位にあるもの）の役割を果たしていたのではないかと思います。それを示すものが、次に示す永禄11年（1568）4月の敦賀郡川舟座人の申状（嘆願書）です。川舟座の人達は越前の浦々へ赴いて魚商売をしていたのですが、朝倉氏の命令で下浦（敦賀郡以北の浦々であろう）への出入りを禁止されてしまいました。困った川舟座人は次のように述べています（^{どのかわ}道川文書5号）。

（前略）然ニ我等商買役に付而、相勤申す御役の次第、一書を以て申上げ候、

一、気比大明神御社家へ、升米錢参貫五百文毎年相立て申し候、則五月五日御神事料ニ相成り申

し候、并に入肴同御社家へ相立て申し候、其の外御造営の御時、舟公事御用次第馳走致し候、これによると、川舟座は気比社に升米錢（湊に出入りする舟に課せられる関税）を納入し、それが5月5日の神事祭礼料になるとしています。ここでは、気比社にかかわる条文だけしか引用していませんが、この条文に続けて川舟座は朝倉氏のためにも犬馬場用の砂を運搬する役や入肴役を勤めていることを述べています。すなわち川舟座は自分たちの商業活動に関連する「公的」な役（商売役）を勤めていることを強調しており、その例として気比社に神事料を納入し、舟公事や入肴役を勤めていることを挙げているのです。川舟座の人々の商業活動を正当化する根拠のひとつが気比社を本所としての奉仕にあったことが読み取れます。商売に従事しているような人々は神仏の権威によってその活動を正当化する必要性が農民より強かったといえますので、川舟座以外の座においても気比社を本所とする場合が多かったと推定されます。

最後に気比社の浦支配について取り上げてみます。朝倉氏の支配下においては、朝倉教景（宗滴）などの敦賀郡司の支配が強められ、肴役・陣夫役が課せられるようになります（刀根春次郎家文書7・13号、秦実家文書26号）。しかし、浦の指導者である刀祢^{ぶにん}の補任権（任命権）は気比社政所の執当が、朝倉氏郡司の支配下においても一貫して保持し続けていたことが表からわかります。次の史料

表 気比社執当による浦刀祢職・権守補任状

年 代	補 任 者	補任内容 被補任者	典 拠
正安3 (1301) 6.3	*執当角鹿	刀・手浦秦正吉	秦実1号
正安4 (1302) 10.23	*執当前出羽守	刀・手浦秦実安	秦実3号
正安4 (1302) 11	*執当前出羽守	権・手浦秦（実安）	秦実5号
嘉元2 (1304) 10.21	*執当前出羽守	権・（手浦）秦真安	秦実6号
正和1 (1312) 9	執当前山城守	大・手浦大郎刀祢子	秦実7号
元応1 (1319) 10.12	*執当前山城守	刀・大・手浦安大郎	秦実9号
康永3 (1344) 6.10	執当角鹿	刀・手浦乙法師	秦実11号
至徳2 (1385) 2.12	*執当角鹿	刀・手浦秦実正	秦実14号
正長1 (1428) 8.10	実雄	刀・手浦左衛門九郎	秦実15号
宝徳3 (1451) 8.吉	*執当角鹿親衡	刀・縄間浦親信	滋賀大附属史料館
享徳2 (1453) 8	*執当角鹿親衡	刀・手浦左衛門五郎	秦実16号
文亀1 (1501) 閏6.23	*執当角鹿	刀・手浦左衛門五郎	秦実19号
永正3 (1506) 5.5	*執当角鹿親雄	刀・手浦（名欠く）	秦実20号
享禄5 (1532) 7.吉	*執当大中臣教親	刀・手浦実次	秦実21号
天文9 (1540) 10.吉	執当大中臣教親	刀・江良浦彦次郎	刀根春次郎9号
天文15 (1546) 6.12	*執当大中臣教親	刀・手浦近次	秦実28号
天文20 (1551) 9.8	*執当大中臣景親	刀・沓浦実在	山本宗右衛門1号
弘治2 (1556) 8.吉	執当大中臣景親	刀・江良浦彦太郎	刀根春次郎14号

注1 *は太神宮政所下文の形式をとるもの。

2 補任内容の刀は刀祢職、権は権守、大は大夫職の補任を示す。

は天文7年（1538）4月に郡司配下の小河と中村が連署で執当大中臣教親に宛てた書状で、執当と刀祢の結びつきを示すものです（秦実家文書23号）。

昨日四辰の刻、手浦^{たのうら}へ海賊あがり、彼の浦刀祢討ち死にせしめ、其の外手負い三人これ有る由、御注進の旨披露致し候^{はたら}処、刀祢の動き言語道断の由に候、殊に此方へ罷り下り候時は、見参候て弓なども下され候つる、（後略）

海賊との戦闘で手浦刀祢が戦死したのですが、そのことの報告は執当教親から郡司教景にされています。戦死した手浦刀祢は郡司教景に拝謁し弓を与えられてはいましたが、朝倉氏の家臣ではなく執当の配下として活動していたことがわかります。おそらく中世以前から浦人たちは気比社の神人として気比社に結びついており、その伝統が戦国時代においても執当と刀祢との関係として存続し、朝倉氏郡司としてもそのつながりを断ち切ることは困難であったようです。ただし、表から知られるように執当による刀祢職補任状は弘治2年（1556）以後は見えなくなります。

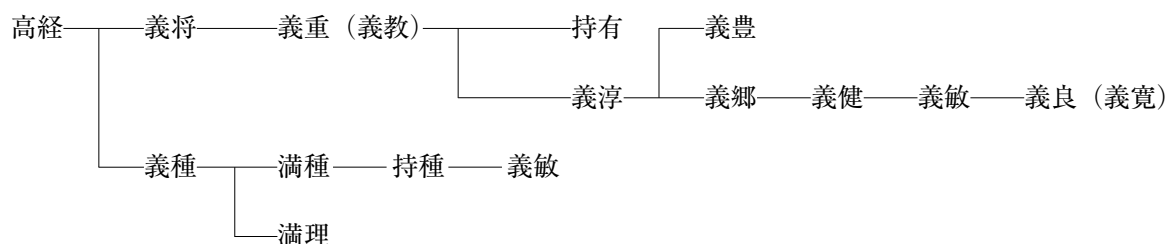
以上、気比社の有していた敦賀郡浮免田・野坂荘遣田、神人、座の本所としての地位、執当による浦々の刀祢掌握について見てきました。その結果、気比社は荘園・国衙領の枠を超えて郡内の土地を支配し、一定の人々を神人として掌握しているだけでなく、郡内の商人・職人の座の本所としての地位を持ち、さらに浦々の刀祢を掌握していたことがわかりました。敦賀郡がまとまったひとつの地域であるのは気比社という強い吸引力をもった中心点があったからと考えられます。

2. 大野郡の特質

次には大野郡の特質を考えることにします。坂井郡河口荘を支配していたことから越前に関心を持っていた奈良興福寺の大乗院門跡尋尊は大野郡について「大野郡ハ山也、大和国宇多（陀）郡の如き也」と述べており（『大乗院寺社雑事記』文明12年8月3日条）、大野郡は独自の自然的景観を持っていたようです。大野盆地の南は扇状地になっており、水が得にくいため雑木が生い茂っている様子が独自の景観となっていたのでしょう。しかしここでも問題となるのは歴史的な特質であります。

敦賀郡と同じように、大野郡においても守護斯波氏の段階から郡司が置かれていますが、敦賀郡とはかなり違った事情によるものです。すでに先学により、大野郡は斯波庶子家の義種系歴代とその代官的地位にある二宮氏が勢力を持った地であることが明らかにされており、私もそれを受けて検討したことがあります⁷⁾。今から大野郡についてお話することは、私のその論考と重なることが多いことを予めご承知ください。なお斯波氏の系図（図2）を参照してください。

図2 斯波氏系図



さて斯波義種の最初の越前での拠点は吉田郡河合荘・春近郷・安居保あたりであったと見られますが⁸⁾、南北朝期の後半に大野郡についての義種関連の文書が現れます（京大「一乗院文書」13号）。

春日神領泉庄并小山庄領家職事、南都の寺管所付別紙これを以て申され候、注文の村々半済分、南都御代官に厳密に渡付けらるべく候也、相構々々無沙汰有るべからず候、穴賢々々、

(嘉慶2年)
五月十四日

(二宮氏泰)
(花押)

乙部中務入道殿

この文書の案文が天理図書館「保井家古文書」のなかにあり、その端裏書きに「二宮施行 嘉慶二」とあって年代（嘉慶2、1388年）と、上位の人から半済を停止するよう命じられて二宮氏泰が出した施行状であったことがわかります。しかし、守護→守護代→郡司（郡代）の施行であれば、本文で年号が省略され、書止文言が「穴賢々々」となるなど内々の書状形式が用いられることはまず考えられません。当時、二宮氏泰の役職は何であったかをみると、彼は至徳3年（1386）7月に信濃守護の義種の守護代として知られ、翌至徳4年には子の種氏が信濃に在国しています⁹⁾。したがってこの特異な「施行」と氏泰が信濃守護義種の守護代であったことを関連させると、越前守護斯波義将としては義種の半済地停止を守護→守護代の公的手続きによって行うことは強引と考えられたため、内々に義種の了解を取り、その実行は義種配下の二宮氏泰の内々の「施行」によって処理しようとしたためではないかと判断されます。実際、義種家臣で半済給人となっていた例として、牛原荘^{ようろ}丁郷の安居備前守を挙げることができます¹⁰⁾。以上から、南北朝期に義種が大野郡で半済地を支配し、家臣に給分として与えていたことが知られ、義種はそのうちのいくつかの半済地を停止したことがわかります。

このように義種系庶子家は大野郡に所領を持っていましたが、15世紀前半において分郡守護になったとか、義種系庶子家のための郡司を置いていたことは知られていません。大野郡のこうした状態に変化が起きたのは長祿合戦（1458～59年）のことと思われます。そもそも長祿合戦に到る背景に斯波家の実権を握る甲斐・織田・朝倉の新重臣と、義種系庶子家およびそれと結ぶ斯波氏譜代層の対立があり、それが義種系庶子家の出身である義敏が斯波家家督を継いだことにより、両派が争う長祿合戦にまで発展しました。結果は義敏側が敗北し、義敏は退けられて義廉が家督を継ぎます。この合戦の時、二宮氏がどのように振る舞ったかについて、後に朝倉孝景（英林）は次のように述べています（「朝倉家記」所収文書、朝倉氏由緒覚書）。

此の時分は甲斐美濃入道（常治）・二宮信濃守・織田与次一味仕候へ共、当国合戦の事は大略此方仕候、

すなわち二宮信濃守はこれまでの義種系庶子家とのつながりを絶って、甲斐方になったのでした。その理由は大野郡の所領をめぐる持種・義敏と二宮信濃守の対立が背景にあったものと考えられます。義敏を退けた守護義廉のもとで二宮信濃守は郡司に任じられていたと見られます。年末詳12月21日に「二宮信乃入道」は二宮左近将監と乙部勘解由左衛門に宛てて、

三宝院御門跡領当郡牛原庄内外宮役夫工米の事、十一月十六日免除御奉書の旨に任せ、催役（促）を停止されるべきの由に候也、仍って執達件の如し、

との奉書を出しています（醍醐寺文書149号）。年号がなく、大野郡と書くべきところを「当郡」と記

して、やや内々の表現をとっていますが、幕府の免除奉書とそれを受けて発せられた守護義廉の免除の意思を伝える奉書であり、二宮信濃入道が郡司であったことを示しています¹¹⁾。

こうして大野郡における支配権を確立した二宮氏のあり方は庶子家の持種から見ると「押領」に相当し、実際に庶子家分の年貢も押領していたようです。そこで持種（入道名道賢）は寛正5年（1464）10月17日に幕府政所の伊勢貞親の支援を得て、所領である大野郡を二宮信濃入道から取り戻してもらいたいと将軍に訴えました（『蔭涼軒日録』同日条）。将軍からの返還命令が出されても、二宮は全く応じる気配がありませんでした。持種は寛正6年6月21日には大野郡が返還されないと、義敏の子と自分の被官人の計1000人が餓死するとまで述べています（『蔭涼軒日録』同日条）。義敏も執拗に復帰運動を進めており、ついに文正元年（1466）7月23日には斯波氏家督が義敏に与えられ、大野郡回復も現実味を帯びてきたのですが（『蔭涼軒日録』同日条）、9月7日の文正の政変によって義敏は失脚し、大野郡は依然として二宮氏が支配していました。

このように見ると大野郡司の成立は敦賀郡の場合と全く違っていました。敦賀郡では、郡内に大きな勢力を持つ気比社に配慮しながら、大名権力の浸透を図るために郡司が置かれたのに対して、大野郡では二宮信濃守が義種系庶子家の勢力を排除して、郡内を支配するために郡司に任命されていたのです。朝倉氏の大野郡司慈視院光玖はこの郡司二宮氏の権限を引き継ぐものですが、朝倉氏時代については時間の関係で省略いたします。

しかし同じ大野郡でも、北袋とよばれた現在の勝山市地域は平泉寺を中心に全く別の歴史を歩んでいました。平泉寺も荘園の枠を超えた郡規模の土地支配権を持っていました。平泉寺も気比社と似て正供（聖供）とよばれる年貢米を膝元の所領からだけでなく、近隣の荘園内の土地からも徴収していたことが、天文8年（1539）の平泉寺賢聖院院領目録に正供を負担すべき土地に泉荘・牛原荘に含まれていた新在家村・堂本村・矢戸村・大槻村が含まれていることから知ることができます（白山神社文書2号）。しかし気比社に見られたような神人についての史料は見いだされておらず、商人や職人の座の本所として機能していたことを示すものもありません。平泉寺に関しては史料が少ないため慎重な判断が必要ですが、平泉寺が大野盆地と北袋の両地域を統合するような中心地であったとは言えないと思います。

大野郡が二つの領域を持っていたことは戦国期に現れる町のあり方にも現れています。上記の天文8年平泉寺賢聖院院領目録に勝山町の前身である袋田村において「カリ屋銭」と鋤が年貢として徴収されていますが、仮屋とは市場に建てられた家を指すので¹²⁾、袋田村は北袋の中心地として町の様相を示し始めており、鍛冶屋が定住していたことが推測されます。大野盆地では永享12年（1440）に「屋口銭」が徴収され、「仮屋」も見えるので、市の存在とそれが町へと発展しつつある様子がうかがえるのですが（天理図書館「保井家古文書」5号）、戦国期の永禄12年（1569）には現在の大野市街地の地に「町」が現れています（宝慶寺文書7号）。この町はやがて大野城下町となり、現在も大野郡の二つの中心地のひとつとなっています。

3. 府中諸郡の特質

次には朝倉氏のもとで府中兩人（府中奉行人）が管轄した府中諸郡（近世の郡名でいうと丹生郡・

今立郡・南条郡の三郡)の地域的特質について考えたいと思います。まず府中兩人の役割について簡単に説明します¹³⁾。府中兩人には、最初は青木・久原の兩人が任じられていましたが、明応5年(1496)から久原にかわって印牧が現れ、以後朝倉氏滅亡まで青木・印牧兩氏の世襲の職となります。その任務は、①一乗谷当主の命令を受けて諸郡の行政(命令の伝達・執行、所領打渡し、造営奉加の支援など)にあたる。②一乗谷当主の判物に任せて所領などを安堵するほか、百姓間の紛争処理(水論、百姓と名子の紛争)も扱っています。③相論を審理し、一乗谷に注進したり、一乗谷裁判に必要な情報を注進する。④段銭・棟別銭の徴収(坂井郡・吉田郡・足羽郡にも及ぶ)、などが主要なものです。府中兩人は斯波氏時代に府中に置かれた小守護代の機能や行政資料(大田文など)を継承し、その活動領域を府中諸郡に限定したもののようですが、管轄対象が府中諸郡とされていることの意味、換言すれば府中諸郡の地域としての特質は何かを明らかにすることが、ここでの課題となります。

まず最初に府中が経済活動の中心地であったことを示したいと思います。天文3年(1534)6月に今立郡水落町代官の小嶋景重が水落神明社神主に次のように伝えています(瓜生守邦家文書23号)。

正金与太郎紙の座の事、府中の本人へ相届け、近間藤四郎紙を売るべきの由申し候、本人領掌の上は近間に申し付け候、

すなわち、近間が水落で紙を売るためには、府中の紙座の長である正金与太郎の許可が必要であったのです。府中の正金与太郎紙座は一定の領域(おそらく府中諸郡)における紙に関する営業について独占的な権利を有していたものと思われます。

営業権に関する府中の優位は紺屋についても指摘できます。永正15年(1518)12月に府中兩人は織田莊紺屋教善左衛門に対して、

丹生北郡内紺屋かた^{しほうがらみ}四方搦、寛弘七年よりの証文四通明白の時は、当府紺屋かたへ毎年式十正宛沙汰候て、証文の旨に任せ、先々の如く執沙汰相違あるべからざるの状件の如し、

と述べています(山岸長家文書1号)。寛弘7年(1010)というのは疑わしいのですが、古くからの由緒を主張する丹生北郡内紺屋方であっても、営業をするためには府中の紺屋方へ毎年20疋(200文)を納入しなければならなかったのです。府中の座の事例はこの二つなのですが、そのほかの府中の座も府中諸郡の商人や職人に対して統制権を持っていたと考えることができるでしょう。

それではなぜ府中が府中諸郡のなかで独特の比重を占めるのでしょうか。織田庄紺屋方については、年末詳4月4日に井口四郎左衛門尉吉久が紺屋教善左衛門に宛てて、

当国丹生の北郡紺屋かふと役銭の事、毎年其れより請取り申し候、何方より兎角の儀申し候共正に立間敷く、其の為一筆申し候、恐々謹言、

と伝えており(同2号)、丹生北郡紺屋は「かふと役銭」を井口吉久に納入することになっています。井口吉久は他に見えない人ですが、元亀3年(1572)3月の大野郡司朝倉景鏡の奉行人のなかに「井口四郎右衛門尉吉隆」がいます(最勝寺文書1号)。左衛門と右衛門の違いはありますが、「吉」を通字としていますので、井口吉久は景鏡の父の景高の家臣と見られます。また「かふと」とはすでに指摘されているように「川舟の発着場」の河戸^{こうど}と見てよいと思われ¹⁴⁾、日野川の川舟の発着場を利用する人に課せられる役銭が「かふと役銭」です。それではこの「かふと役銭」とは本来どのようなものだったのでしょうか。それを考える手がかりになるのが、弘治3年(1557)7月に小原源介美将が南

条郡宅良・三尾河内木地山衆中に宛てた文書に、

当府町に於いて、木地并引き物等二季津料役の儀、多重存分候と雖も、山衆両三人我等取次ぎとして、孫八郎殿（朝倉景鏡）御被官に罷り出でられ候、殊に御一行頂戴の事に候の間、向後違乱あるべからず候、仍って後日の証文件の如し、

とあることです（浄光寺文書2号）。内容は、小原美将は府中において南条郡宅良・三尾河内木地山衆（轆轤師）から二季津料を徴収することについて色々と主張したいこともあるが、自分の仲介で木地山衆が朝倉景鏡の被官となり、景鏡の判物も頂いているので、今後は二季津料の請求はしないというものです。小原美将はすぐ前に引いた元亀3年3月の景鏡奉行人のうちの「小原三郎右衛門尉美□」（□の字は花押と重なって読めない）その人か、その子と見ることができます。先に景高の家臣の井口吉久が丹生北郡紺屋から「かふと役銭」を徴収していることを見ましたが、今度は景高の子の景鏡の家臣の小原美将が宅良・三尾河内木地山衆に対し二季津料の徴収権を主張していたことがわかります。木地師の負担する二季津料とはなにかを考える上で、朝倉氏一乗谷奉行人が永禄2年（1559）8月に同じ木地師である今立郡鞍谷轆轤中に宛てた連署状の次の文言が注目されます（大河内区有文書2号）。

国中轆轤師・同塗師方法頭の事、正安三年十一月日 御院宣并府中兩人折紙これ在り、殊に惣社両度の諸役等、懈怠なしと云々、其れに就き他国轆轤師引物は案内に及ばず、商売の儀堅く停止せしむべし、然る上は先規の例に任せ、進退すべき者なり、仍って件の如し、

ここでは鞍谷轆轤師が府中惣社の両度の諸役を怠りなく勤めていることが、他国轆轤師の商売を禁止する理由として特に挙げられています。同じ木地師（轆轤師）の負担する役ですので、「惣社両度の諸役」＝「二季津料役」と判断されます。そうすると「かふと役銭」も含めて、これら津料は本来府中の惣社に対して商人や職人が納入するものであったことがわかります。すなわち、敦賀の気比社が郡内の座商職人の本所として彼らの活動を正当化する権威を持っていたように、府中諸郡ではその機能を府中惣社が果たしていたと思われます。ただし、武装した社家衆をもって戦国期にも勢力を維持した気比社に対して、府中惣社はそうした軍事的・政治的な力はありませんでしたから、二季津料や「かふと役銭」の徴収権は景高・景鏡に与えられ、その家臣が徴収に当たっていたのです。

こうして府中諸郡の商人や職人は府中惣社への奉仕をもって彼らの活動の正当性を主張し得たのであり、この惣社を中心とした府中の吸引力が府中諸郡の特質といえることができます。府中惣社は軍事的・政治的な力は持たず、得分収納も低下していたと思われますが、商人や職人のなかでの精神的権威は保持し続けたと見られます。天文12年（1543）に一乗谷の学者清原宣賢を尋ねた孫の枝賢は宣賢とともに5月5日に「府中祭」見物に赴いたものの、折悪しく雨のため6日も滞留し、11日・12日両日の祭りを見物して、山や練物など「目を驚かす見物なり」と記しています（『天文十二年記』『福井市史』資料編2）。府中惣社の祭礼がいかに熱気に溢れたものであったかを示すとともに、その祭礼を中心に担った府中の座の人々に本座としての優位性を保証したものであると思われます。

4. 織田荘と織田荘朝倉氏一族

次には朝倉氏一族が支配していたといわれている丹生郡織田荘について検討します。その前に織田

荘は本所方・料所方に区分されていたことについて述べておきます。この点はすでに先学が指摘されていますが¹⁵⁾、ここではさらに場所を特定してみたいと思います。出発点となるのが「織田荘指出帳」(山岸長家文書12号)で、この指出帳は前欠なのですが、途中で「織田本庄御本所方山ヨリ北名々分、同御散田之指出帳」と記されて、以下名と散田(名でなくなった耕地)が記されています。これが別の文書に見える「本所方北分」(同10号)であることは、指出帳の末尾に「北分」と並んで「南分」が見えることから明らかです。作人の肩書きに注目すると「本所方北分」には赤井谷・山田・篠川(笹川)・細野・岩蔵(岩倉)の地名が見え、織田荘の中心部から北に伸びる谷合いの地をさすことが分かります。同様に「南分」(本所方南分)の作人の肩書きには市場・上野・大王丸・^{たいら}平等・三崎・上戸・山中が見えています。やや飛び離れている上戸を別とし、近世織田村(大明神村)内の地名である市場・上野と、料所方と考えられる平等は後述することにし、その他の地名に注目しますと、「南分」は山中・大王丸・三崎という織田荘の中心部から西に伸びる谷をさすことがわかります。ここで思い合わされるのが慶長10年(1605)頃の越前国絵図に織田荘地域に記された「大明神村」(1754.49石)、「織田庄」(2117.737石)、「織田庄平村」(3360.818石)、「太田庄」(3030.011石)のうち「太田庄」が上山中・下山中・四杉・三崎・大王丸・中・赤井谷・山田・細野・岩倉・桜谷・篠川・上戸の村々からなると推定されていることです¹⁶⁾。これはまさに本所方の北分と南分の村々と一致しますので、国絵図の「太田庄」は本所方を示すものであったのです。

国絵図にしるされた単位所領のうち「織田庄平村」は平等・下川原・江波・檜津・蚊谷・八田の村々から構成されていたと推定されていますが、「江並村守真名」が料所方に含まれるとする文書があり(劔神社文書16号)、また後述するように料所方を支配した朝倉景親が平等村の地を寄進していますので(同13号)、この「織田庄平村」は料所方であったことも間違いのないでしょう。「織田庄」は境野・榮原・頭谷・青野・金屋・内郡・朝日・開発と推定される村々からなっていましたが、本所方・料所方いずれなのか手がかりがありません¹⁷⁾。

のこる大明神村(近世の織田村)では名を単位に本所方と料所方に分割したものと判断されます。享禄元年(1528)の織田寺社領納米銭下行分注文(同31号)には「料所へ段米国光分」「本所江段米同名(国光)分」がそれぞれ1石1斗下行されていますが、この例は名を単位に本所方と料所方に分割されていることを示しています。中世織田荘全体で名を単位に本所方と料所方に分割されたのであれば、先述の本所方指出帳の名は半名となっていなければなりません。真弘名・包弘名・綾丸名など分割されていない名はいくらでも挙げるができます。大明神村で名を単位に分割がなされていたことを示すものに、正元名・安次名・有次名の場合を挙げるができます。永禄元年(1558)の米銭納帳によればその耕地名(ホノギ)から大明神村にあったことが確かめられます¹⁸⁾。注目されるのが、この3名からの負担である本役米6石5斗余、公事銭1900文が「半納」としてそれぞれ阿波賀四郎右衛門尉と中村源左衛門尉に均等に納入されていることで、これは大明神村においては名を単位として本所方と料所方に分割されていたことを裏づけるものです¹⁹⁾。大明神村は織田荘の中心ですから一方に属させるのではなく、若狭の太良荘の半済のように名を単位に本所方・料所方に分けたのでしょう。したがって先述の本所方指出帳の最初の部分には織田本庄内の本所分が記されていたと考えられ、市場・上野という織田荘本庄内居住の耕作人が見えることは自然なことなのです²⁰⁾。

次に、織田荘についての朝倉氏（当主・一族）の支配の様子を年表風に並べ、文書に据えられた花押に番号を振り、その番号に対応する花押をまとめて載せておきました。

- ①文明 6（1474）～文明14（1482） 孝景・氏景の直接支配（劔神社文書8～13号）。
- ②明応 2（1493）. 7 景親が知行していた平等村の神領・買得田を返付・寄進する（同13号）。
- ③明応 2（1493）. 10 景儀が料所方の千手坊領を氏景安堵判物にまかせ安堵する（同14号）。
- ④明応 4（1495）. 11 景儀が料所方において叔海（景親）が支配していた江並村守真名などを玉蔵坊に安堵する（同16・17・22号）。
- ⑤明応 6（1497）. 12 景亮（兵庫助）が劔社神領山林の禁制を発する（同19号、清水寺奉加帳）。
- ⑥明応 7（1498）. 9 景儀が劔社神領山林の禁制を発する（同20号）。
- ⑦享祿 4（1531）. 閏 5 景良（兵庫介か）が貞友次郎兵衛の天王社の座配を裁許する（進士正家文書 5 号）。＝花押 1
- ⑧天文 4（1535）. 8 景良が永正17年（1520）の大王丸右衛門堀田詫状に裏封を加え千手院領たることを保証する（山内秋郎家文書 3 号）²¹⁾。＝花押 2
- ⑨本所方北分において年貢収納・名田安堵などを行う人物。
 - (A) 天文 7（1538）. 4. 3 本庄本所方赤井谷山岸名の名主職を紺屋左衛門次郎に宛行う（山岸長家文書 3 号）。＝花押 3
 - (B) 天文20（1551）. 8. 29 千田村浄円跡は沽却散在地も含めて番中として年貢を納入するよう命じる（同 4 号）。＝花押 4
 - (C) 永祿元（1558）. 閏 6. 26 本庄北常円分を散田としていたのを、沽却散在地も含めて名立（名に編成すること）することを命じる（同 5 号）。＝花押 5
 - (D) 永祿 6（1563）. 3. 9 千田村浄円分につき、その地の買得者に安堵が成されているので、この地を除く代わりに公事を月別 5 日免除する（同 7 号）。＝花押 6
 - (E) 永祿 8（1565）. 8. 3 北分常円分のうち進藤買得分を除き代銭 2 貫628文とし、この内から本米・諸納銭を納入した残りを紺屋左衛門の収入として扶持する（同 9 号）。＝花押 7
- ⑩年未詳（後欠文書） 某の買得した本所方本役米などを「朝倉兵庫助」と追記される人物が裏判で安堵する（山内秋郎家文書14号）。＝花押 8
- ⑪永祿11（1568）. 10. 7 朝倉氏奏者が出雲守（朝倉景亮）の本所方北分についての米銭・諸納所などの訴訟を義景に披露のところ、北分の寺庵・給人・百姓に来る15日までにその算用を遂げよとの命令が出される（山岸長家文書10号）。
- ⑫天正 1（1573）. 10 景良が本所方北分常円分内・国弘名内を紺屋に扶持する＝⑨の（E）と同じ内容（同11号）。＝花押 9
- ⑬天正 2（1574）. 6. 5 織田荘の兵庫助居城を一向一揆軍が包囲する。5月下旬に敦賀より兵庫助支援の舟が着いたので、この日敦賀に逃れる（『朝倉始末記』）。5月20日、秀吉が敦賀郡立石浦に「篠河兵庫かたへ通路の舟」を申し付く（立石区有

文書1号)。

織田荘を支配した朝倉氏一族のうち②から⑥の人物についてはすでに明らかにされており²²⁾、景親は英林孝景の子で「朝倉家伝記」所収朝倉系図に「叔海性波」とされる人物であること²³⁾、その跡は弟の景儀(栢庭宗悦)が継いだ、景親・景儀はともに織田荘料所方を支配したこと、これに対し本所方を支配したのが兵庫助景亮ですが、彼の系譜は不明とされています。その上で、彼らの持っていた支配権について考えてみます。景親に関して②の寄進状には、

御神領平等村修理・日御供并諸買得、子細有るにより知行し畢と雖も、明応二年癸丑七月八日奇瑞の旨に任せて、先規の如く左右違無く、返し奉る所実正也、

と記されており、これは平等村が料所方に属することを示す史料でもあります。景親が織田寺社の所領を何らかの理由で没収して知行していたことを示しています。そうすると、景親は検断権(警察権・裁判権・執行権を兼ねた権利)を持っていたとしてよいでしょう。次の景儀は③の事例から織田寺の寺院の所領を安堵する権限を有していたことがわかります。⑤で景亮が劔神社の神領山林の伐採を禁止する禁制を出していますが、翌年には⑥に見られるように料所方の景儀も同じような禁制を出しています。禁制を発する権限は多少とも軍事的な権限も持つことを意味しますが、同明応7年10月に同じ内容の禁制を一乗谷当主の貞景が出していますから(劔神社文書21号)、彼らが軍事的に自立していたわけではありません。こうして彼らは検断権や所領安堵権を行使して支配に当たっていたことがわかります。

花押 1



花押 2



花押 3



花押 4



花押 5



花押 6



花押 7



花押 8



花押 9



ところがこの後30年近くもの間織田莊関連の史料に朝倉氏一族の姿を見ることができません。その理由はわかりませんが、朝倉氏一族の支配権が後退したことだけは言え、特に料所方においては一族を置くこともなくなっただと考えられます。そのなかで⑦・⑧に示したように明応4年(1531)から景良が現れてきます。これまで⑦・⑧の景良は同一人で兵庫助を称すると推定されてきましたが、⑧の文書は花押のない写し文書で伝えられてきました(劔神社文書24号)。その文書の原本がこの度山内秋郎家文書3号として見いだされ、その花押を知ることができるようになりました。それが**花押2**ですが、それは**花押3**と一致し、本所方北分を支配する人物でもあることが判明しました。景良とその後継者の本所方北分支配について述べる前に⑦をどう考えるかについて簡単に述べます。

⑦の史料は後世の写し文書であり、この文書によって1月後の6月に朝倉氏家臣の魚住景榮も安堵しているのですが、その魚住安堵状の中心部分は、

天王拜殿正面に於いて、去年始めて勅使代と座敷相論の条、兵庫介殿申段相尋ぬるの処、証文三通明白につき景良一行これ有り、然る上は正面横置貞友独座、先例に任せ相違あるべからざるの状件の如し、

となっています(進士正文書6号)。貞友次郎兵衛は自分の由緒などをどのように兵庫介殿に申上げたのかと魚住が尋ねたのに対し、貞友次郎兵衛は由緒を示す証文3通を兵庫介殿に提出したところ、明白だとして一行(安堵状)を出されましたと答えたのですが、それを文章化するとき(おそらく写しを作成したとき)に混乱が生じ、「兵庫介殿一行」であるべきところが、現実の文書が「景良」と署名しているので、それに引かれて「景良一行」となったのでしょう。このように考えれば、兵庫介殿=景良と考えられます。しかし**花押1**は**花押2**や**3**と相当異なっていますから同一人と見るのは躊躇されるのですが、景良の花押の中央にみられる「久」の字に近い形が認められるので、同一人と判断します。

それではこの景良も含めて、**花押7**までの人物の織田庄支配について考えます。**花押4**から**7**までを同一人と見てよいかどうか微妙なのですが、ここでは後述する理由もあって同一人と見ることにします。まず**花押8**を手がかりにこの人物の系譜と名前を考えたいと思います。**花押8**が裏に記される⑩の文書は第二紙目が失われているため年代や作成者を知ることができませんが、某が「織田本庄本所方」の本役米・田地年貢米・同代方を永代に売却した文書です。その紙背にある**花押8**はまことに奇妙な形で花押とは言えないものに見えますが、これは**花押5**の一部(左下部)で、本来は文書表に書かれた内容を保証するために、文書一紙目と二紙目の継ぎ目裏に据えられた花押なのですが、二紙目が失われたため一部が残ったものと判断されます。花押残存部の右側が切れ落ちて、少し余白があるのは糊代部分と見られます。この文書裏には異筆で「朝倉兵庫助殿之御判」と記されています。本所方に関する文書であり、兵庫介景良の例からして、この異筆は信用してよいと思われます。

次にその名前(実名)ですが、「朝倉家伝記」に載せる「朝倉系図」は永禄12年(1569)頃にまとめられた信頼性の高い系図ですが、その中に空海(越前朝倉氏初代)の子の愚谷(中野能登)から分かれた子孫の系図の末尾に、

玉林 今出雲守、兵庫助是ヨリ継家也、

とあるのが注目されます。玉林は今は出雲守と称しており、兵庫助が出雲守の家を継いでいるという

意味にとれます。この出雲守は⑪に示したように、まさに織田庄本所方北分に関して現れる人物で、その実名は内閣文庫「朝倉義景亭御成記」(『福井市史』資料編2)に朝倉氏同名衆「出雲守景亮」とあることによって知ることができます。この景亮の祖父や父は大蔵卿や丹後守を称していますから、景亮は中野家より織田本所方を支配した景良の跡を継いで最初は兵庫助を称した人と推定され、出雲守を称していた永禄12年ころには兵庫助が家督を継いでいるのでしょう。こうして新出の山内秋郎家文書に残された花押の一部と異筆記事により、われわれはこれまで特定できなかった織田庄本所方の支配者の実名を知ることができました(追記:講演の時には2006年の一乗谷朝倉氏遺跡資料館の第15回企画展「古文書が語る朝倉氏の歴史」に「景亮(花押)」と記した、まさにここで問題としている朝倉景亮の文書が展示されていたことを見落としていた。この文書の写真は同図版36頁に収載されており、その花押は本稿で**花押5**としたものに近い)。そして出雲守景亮の跡を継いだ兵庫助は⑫に見える景良と見られるので、織田庄本所方の支配者の系譜は、

兵庫助景亮——兵庫助景良——兵庫助・出雲守景亮——兵庫助景良

となり、子は祖父の生まれ替わりだとして祖父の実名を名乗る家風であったようです。**花押4**から7を同一人と見たのもこの理由によります²⁴⁾。なお朝倉氏一族では鳥羽氏が景富・景忠を繰り返しています(「朝倉家伝記」所収、朝倉系図)。

それでは最後にこの朝倉氏一族の織田庄支配をみておきます。本所方全体に関わるものとしては⑧と⑩がありますが、その関与は部分的といわざるを得ません。詳しくは申し上げられませんが、一乗谷当主はそれに対して織田寺社領に関しては、寺社領全体の安堵(劔神社文書29～31号)、個別坊領安堵(同26・52号)、沽却散在地の没収(同35号)、年貢催促と未納者成敗(同49号)、百姓作得分の没収(同53号)など、景親や景儀が行使した権限も吸収して強い支配を行い、これには景良や景亮は関与しておりません。

これに対して⑨の本所方北分においては、これまでの研究が朝倉氏の名支配の事例として取り上げてきたように²⁵⁾、景良・景亮は名主職の補任権(⑨A)、散田を名に編成し、逆に名を散田化する権利(⑨B・C)、年貢・公事の負担額の決定権(⑨D・E)、買得地を安堵する、もしくは没収する権利(⑨C・D)を行使しており、まさに百姓を全面的に支配しています。織田寺社領に対する彼らの関与の低さと、この本所方北分における全面的支配権の行使は対蹠的ですが、後述するように⑫の景良は「篠河兵庫」と呼ばれており、篠河(笹川)は本所方北分に属しているので、彼らの本拠地は本所方北分であったのではないのでしょうか。

しかしこのような強い支配権をもっていた本所方北分においても、朝倉氏末期になると状況が変わっていたことをうかがわせるのが⑪の事例です。この文書は一乗谷の奏者(訴訟を一乗谷当主の評定の場に披露する人)3人の連署で本所方北分の「寺庵・給人・百姓」に宛てたもので、念のために本文を引用すると、

織田本庄本所方北分の儀に付きて、出雲守殿御訴訟の通り披露せしめ候処、来る十五日巳前に算用を遂ぐべき旨仰せ出だされ候、然らば米錢諸納所・諸公事・小成物等成し様、急度申上ぐべく候、恐々謹言、

となっています。一乗谷に訴えた景亮の訴訟の内容ははっきりしませんが、米錢諸納所以下の未進か、

あるいはその額をめぐる紛争があったものと思われます。しかし考えてみると、自分の本拠地での紛争解決を景亮はなぜ跡を継いだ景良に頼ることなく一乗谷に訴えたのか、また一乗谷はその解決策の実行をなぜ景良に命じるのではなく、寺庵・給人・百姓に命じているのかが疑問です。この疑問に答えるためには、この永禄11年（1568）には景亮・景良ともに本所方北分の米銭諸納所以下を取得する権利は持っていたものの、在地に対する支配権は失っていたと考えるほかありません。織田荘全体に対する一乗谷の支配権の強化が進行していたものと推察されます。

⑫より朝倉義景の滅亡後に景良は再び本所方北分を支配していますが、⑬に示したように翌年一向一揆の攻撃を受けて敦賀に逃れ、朝倉氏一族による織田荘支配も終焉を迎えました。

結びにかえて

本日の報告では朝倉氏の郡司や府中兩人を手がかりに、敦賀郡・大野郡・府中諸郡の特質を考えてみました。敦賀郡と府中諸郡においては気比社と府中総社がそれぞれの地域の商人や職人の本所として、彼らの奉仕を受けており、その神への奉仕が彼らの経済活動を正当化していました。朝倉氏や郡司が規制する政治秩序は比較的に見えやすいのですが、神仏の権威は目に見えにくい形で政治の壁をこえて人々の活動の精神的支柱になっており、気比社が浦の刀祢を、府中総社が木地師や紺屋を捉えていたように、非農業活動に従事する広範な階層に影響力を持っていました。その目に見えにくいものを視角化するのが気比社や総社の華美な祭礼なのです。

大野郡は義種系斯波庶子家の勢力とそれを排除した郡司二宮氏の存在により、大野盆地にひとつの政治的中心が生まれました。そのこともあってか、北袋の地を拠点とする平泉寺は郡全体に影響力を強く持つ存在には成り得ませんでした。16世紀後半には、北袋の地には平泉寺の形成する都市的空間にかわって袋田（後の勝山市街地）が成長しており、大野盆地では大野の町が姿を現しはじめていました。

織田荘も劔神社を中心とするひとつの地域で、朝倉氏は一族を置いて支配に当たりましたが、16世紀の前半の景良以後は本所方全体を支配するというよりも、本所方北分にみられるように、特定の地を拠点にしていたように見えます。

最後に気になることは、敦賀郡において気比社政所執当による刀祢職補任状が弘治2（1556）8月を最後に見えなくなることと、永禄11年（1568）には織田庄本方北分において景亮・景良の在地支配権が失われていたと見られることで、この二つを関連させると朝倉氏一乗谷の支配は地域の特質やこれまでの歴史に左右されない画一的な支配強化を意図していたように思えるのです。

注

- 1) 松原信之「越前池田庄と池田氏」『福井県地域史研究』10号、1989年。
- 2) 『福井県史』通史編1、原始・古代、336頁。
- 3) 河村昭一「朝倉氏の敦賀郡支配について」『若越郷土研究』20-1、1975年。
- 4) 気比社領に関しては外岡慎一郎「中世気比社領の基礎的考察」『福井県史研究』11号（1993年）を参照されたい。
- 5) 以下において『福井県史』資料編2～9より史料を引用するときには巻数を注記することを省略し、文書番号のみを記す。
- 6) 外岡慎一郎「中世気比社神人とその周辺」『福井県史研究』14号、1996年。
- 7) 松原信之「朝倉光玖と大野領」『福井県地域史研究』5号、1975年。河村昭一「南北朝期における守護権力構造－斯波氏の被官構成－」(1)～(3)『若越郷土研究』23-2・3・4、1978年。松浦義則「中世後期の犬野郡」福井県歴史の道調査報告書、第5集『美濃街道・勝山街道』福井県教育委員会（2005年）所収。以下の叙述はこの私の論考によるところが多い。
- 8) 大日本古文書『大徳寺文書』2714～2715号、3029～3031号。
- 9) 市河文書（長野県立歴史館蔵複製本）至徳4年（1384）6月9日室町將軍家御教書に「守護代二宮信濃守（氏泰）子息余一（種氏）在国の処」とある。
- 10) 嘉慶元年（1387）に牛原莊丁郷の半済給人として安居備後守が現れる（醍醐寺文書73号）。また越中の棟別銭に関して満種弟の満理の側近として安居弥太郎守景が見えており（東寺百合文書ツ函106）、安居を名字とする安居氏は義種系庶子家の重臣と判断される。
- 11) この奉書案を長禄合戦以後のものとする根拠は、二宮は長禄合戦の時には信濃守であったが、その後入道したと考えられ、寛正5年（1464）から文正元年（1466）には「二宮信濃入道」と呼ばれている（『蔭涼軒日録』）。また宛名の一人二宮左近将監は応仁元年（1467）に「郡司」「宗領」（二宮惣領）として現れる二宮将監安兼と見られることによる。
- 12) 越前の仮屋については、『勝山市史』第二巻、第三章（2006年）のなかで述べているので、参照されたい。
- 13) 府中兩人（府中奉行人）に関する研究には次のものがある。松原信之「朝倉氏領国支配の一考察」『福井県地域史研究』3号、1972年。水藤真「戦国期越前の府中奉行」『一乗谷史学』8号、1975年。松浦義則「朝倉氏領国制下の府中兩人」『福井大学教育学部紀要』社会科学37号、1987年。以下で述べることの多くはこの私の論考によっている。
- 14) 『福井県史』通史編2、中世、1994年、793頁。執筆者は佐藤圭氏。河戸に触れている文献として『金津坪江の郷土史』（坂本豊）、金津町教育委員会、1985年、195頁、宮野力哉『小さな湊町なのに－三国湊物語』1995年、サンプリイト出版、219頁、がある。
- 15) 古田憲司「戦国時代織田庄に出現した散田について」日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』（1978年、創元社）所収。ただし、氏は織田荘を「本所・料所・神領」に分けられているが（187頁）、本所方・料所方の双方に本来は免田のかたちで散在している神領は荘園領主権の分割にもとづく本所方・料所方の区分とは次元の違うものである。
- 16) 『朝日町史』第二章（松原信之氏執筆、77頁、2003年）が村々の推定を試みている。本稿もこれに従う。
- 17) 講演では「織田庄」を料所方としたが、それを示す史料はないので、判断は保留する。
- 18) 北野七左衛門家文書4号。この納帳に見える「ヤケ屋」「鏡の宮」は近代織田村の「織田小全図」（地籍図）に見える。「織田小全図」の一部は拙稿「柴田勝家の越前検地と村落」『史学研究』160号、1983年（戦国大名論集17『織田政権の研究』吉川弘文館、1985年、に再録）に収載している。
- 19) この納帳全体の分析については拙稿「戦国大名朝倉氏領国制下の寺庵・給人の所領支配について」（楠瀬勝編『日本の前近代と北陸社会』1989年、思文閣出版所収）を参照されたい。
- 20) 天正5（1577）4月に「織田庄之内南料所・本所分大明神相付分之事」として打渡された村は大明神村6村（院中村・上野村・市場村・堤村・高橋村・中村）と「本所方三崎村」「同（本所方）大王丸」「上戸村」「同（上戸村）料所方」の9村であった（釧神社文書93号）。三崎や大王丸は本所方の村であるから、「南料所・本所分」と両方が入り交じりになっているのは、大明神村ということになる（上戸は例外）。
- 21) 松原信之「山内秋郎家の新出中世文書」『福井県文書館研究紀要』3号、2006年。文書番号は松原氏の翻刻番号に従う。
- 22) 『朝日町史』第二章（松原信之氏執筆、2003年）。『越前町織田史（古代・中世）』（2006年）は『朝日町史』の見

解を基本的に踏襲する。

- 23) 「朝倉家伝記」は一乗谷朝倉氏遺跡資料館第6回企画展図録『戦国大名 越前朝倉氏の誕生』（1992年）に収載されている。
- 24) 講演の時には花押 4 から 7 を 2 人と見る可能性もあったとしたので、この系図も二通り作成したが、今はその必要性はないと判断した。
- 25) 宮川満「室町後期の土地関係－越前国織田庄を中心に－」日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』所収、1959年。河村昭一「戦国大名朝倉氏の領国支配と名体制」『史学研究』123号、1974年（戦国大名論集 4 『中部大名の研究』吉川弘文館、1983年、に再録）。古田憲司、前掲論文。

＜附記＞ 朝倉一族の花押を講演レジメと本稿に掲載することを許可された文書所蔵者の方々に感謝します。
なお掲載許可について福井県文書館の坪川敏幸氏のお世話になりました。